

# 2024年9月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

9月の全体の相談受付件数は計112件で、前月と比較すると45件増（新車関係22件増、中古車関係20件増、その他3件増）となっています。また、対前年同月比では409件減（新車関係22件増、中古車関係426件減、その他5件減）となっていますが、その主な要因は、前月同様、中古車の支払総額の表示（2023年10月1日施行）に関連した相談件数が大幅に減少（379件減）したことによるものです。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせ等が多く、全体の約34%（38件）を占めており、特に新車関係では46%を占めています。一方、中古車関係では「中古車専門店」からの問い合わせ等が多く、中古車関係の約33%（17件）を占めています。

【相談者の内訳・2024年9月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	54	51	7	112
<b>広告代理店</b>	25	8	5	38
メーカー系ディーラー	14	7	1	22
自動車関係団体	5	13	0	18
中古車専門店	2	17	0	19
中古車情報誌社	0	5	0	5
メーカー	7	1	0	8
新聞社	0	0	1	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	0	0	1

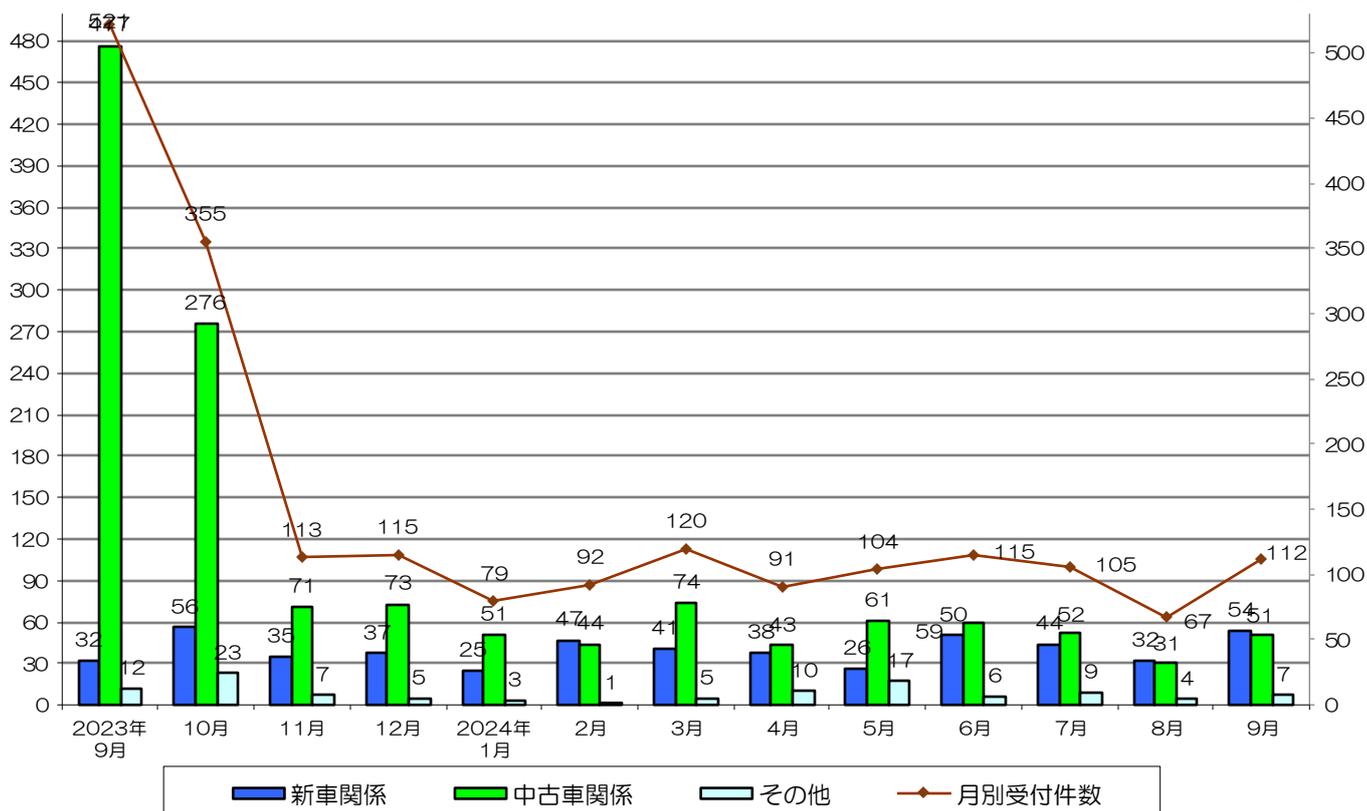


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	17
メーカー系ディーラー	15
中古車専門店	4
その他	2

【相談受付件数の推移・2023年9月～2024年9月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が37.5%を占めており、「割賦・リース」に関する問い合わせ等が寄せられています。また、景品関係については、「総付景品（もれなく）」に関する問い合わせ等が寄せられています。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	32	59.3%	その他相談	1	1.9%
景品関係	21	38.9%	合計	54	100.0%

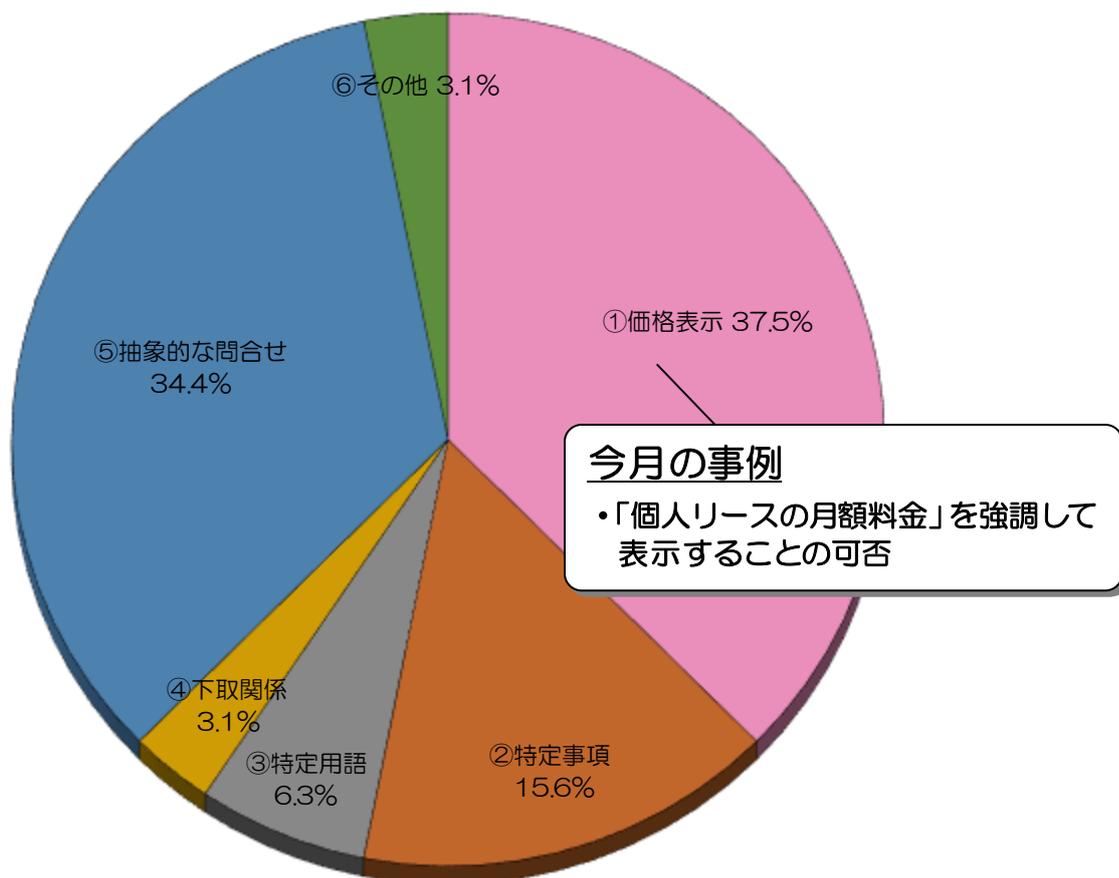
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	12	37.5%	③特定用語	2	6.3%
表示方法	2	6.3%	最上級	1	3.1%
値引き表示	2	6.3%	抽象的用语	1	3.1%
割賦・リース	8	25.0%	④下取関係	1	3.1%
②特定事項	5	15.6%	⑤抽象的な問合せ	11	34.4%
燃費	2	6.3%	広告表現の可否	8	25.0%
安全・環境	1	3.1%	企画の可否	2	6.3%
写真・イラスト	1	3.1%	抽象的な問合せ	1	3.1%
特別仕様・限定	1	3.1%	⑥その他	1	3.1%
			合計	32	100.0%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	8	38.1%	期間延長	2	9.5%
一般懸賞(抽選等)	4	19.0%	抽象的な問合せ	7	33.3%
			合計	21	100.0%

### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「個人リースの月額料金」を強調して表示することの可否〕

Q. 広告に個人リースの支払例を表示する際、月額料金を大きく目立つように表示し、月々の負担額が少ないことを強調したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

A. 個人リースの月額料金のみを目立つように表示し、それ以外のリース支払条件が明瞭に表示されていない場合、あたかも表示された月額料金のみでリースすることができるかのように誤認されるおそれがあること、また、実際にはリース終了（返却）時に、車両状態等により追加費用の支払いが必要な場合があるにもかかわらず、無条件で返却できるかのように誤認されるおそれがあることから、問題となります。

個人リースの支払例を表示する場合は、全てのリース支払条件（以下の必要表示事項）を明瞭に表示※するとともに、商談の際は、個人リースは賃貸借契約のため、売買契約とは異なり、契約終了時に車両を返却する必要があること等、契約内容について適切かつ丁寧な説明を行ってください。

※明瞭に表示とは・・・月々の支払額の近接した箇所に一体として視認できるよう、全ての支払条件等を、月々の支払額の3分の1以上（最低8ポイント以上）の大きさで表示すること

【個人リース料金を表示する場合の必要表示事項】

- (1) 頭金の額
- (2) リース料金の支払回数及び支払期間、その他必要な費用
- (3) リース支払総額
- (4) 設定残存価額（オープンエンド方式の場合）
- (5) リース料金に含まれる内容
- (6) リース契約に関する以下の事項
  - ① リース及び賃貸である旨
  - ② 中途解約できない場合はその旨
  - ③ リース期間終了時に車両を返却する必要がある場合はその旨
  - ④ 車両返却時に車両状態等により別途追加費用が発生する場合はその旨
  - ⑤ オープンエンド方式の場合は、オープンエンド方式のため、車両売却価格（査定価格）と設定残存価額の差額を支払う必要がある旨等
  - ⑥ その他特記すべき事項

【正しい広告表示の例】

※ リース料金には、契約期間中の登録諸費用、税金、自賠責保険料、車検費用が含まれます。  
 ※ 表示したリース料金は、年間走行距離が1.2万キロ未満の場合の額です。  
 ※ 5年リースプランは賃貸のため、リース期間終了時に車両の返却が必要です。  
 ※ オープンエンド方式のため、返却された車両を査定し、契約時に定めた走行距離を超過していた場合や、車両状態が既定の範囲外であった場合等、実際の査定額が契約時に定めた設定残存価格を下回った場合は、設定残存価格との差額を、お客様にご負担いただきます。  
 ※ リース期間中の解約（中途解約）はできません。5年リースプランの詳細はスタッフまでお尋ねください。

### 3. 中古車関係

表示関係については、『価格表示』に関する問い合わせ等が35.7%を占めており、「支払総額」や「表示方法」に関する問い合わせ等が寄せられています。また、景品関係については、「総付景品（もれなく）」に関する問い合わせ等が寄せられています。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	42	82.4%	その他相談	4	7.8%
景品関係	5	9.8%	合計	51	100.0%

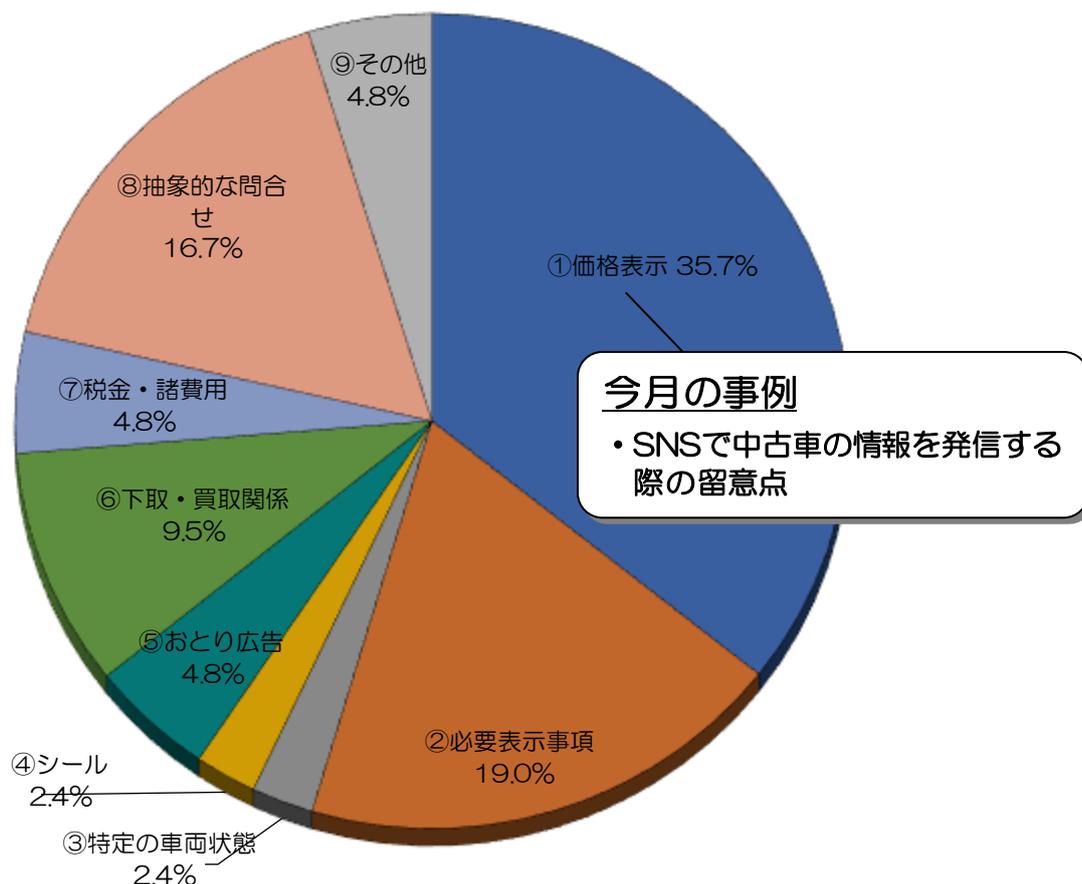
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	35.7%	③特定の車両状態	1	2.4%
表示方法	5	11.9%	④シール	1	2.4%
付属品・特別仕様	1	2.4%	⑤おとり広告	2	4.8%
値引き表示	2	4.8%	⑥下取・買取関係	4	9.5%
支払い総額	6	14.3%	⑦税金・諸費用	2	4.8%
割賦・リース	1	2.4%	諸費用	2	4.8%
②必要表示事項	8	19.0%	⑧抽象的な問合せ	7	16.7%
保証の有無	3	7.1%	広告表現の可否	4	9.5%
整備実施状況	2	4.8%	企画の可否	1	2.4%
リサイクル料金	1	2.4%	抽象的な問合せ	2	4.8%
必要表示事項全般	2	4.8%	⑨その他	2	4.8%
			合計	42	100.0%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	5	100.0%
合計	5	100.0%

#### 【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔SNSで中古車の情報を発信する際の留意点〕

Q. モータープールに保管している等、店舗では展示していない中古車について、LINE等を活用して情報を発信する際、プライスボードの画像のみ掲載しようと考えていますが、問題ないでしょうか。

A. LINEやX (旧Twitter) 等のSNSを利用して情報発信する場合も規約の対象となりますので、「[広告における必要表示事項](#)」をすべて表示してください。その際、画像等で表示することも可能ですが、「[店頭展示車における必要表示事項](#)」が表示されたプライスボードの画像を使用する場合、広告表示の際に必要な「塗色」及び「車台番号（下3桁以上）」が表示されていないことも考えられますので、これらの事項を文字（テキスト）で追記する等の対応を行ってください。

【正しい広告表示の例（画像で中古車の必要表示事項を表示した場合）】



なお、SNSで広告宣伝を行う際、文字数の制限等により、「広告における必要表示事項」をスペース内にすべて表示することが困難な場合は、以下の「1. 最低限必要な表示事項」及び「2. 詳細情報の入手先」を表示した上で、「詳細な情報を記載したリンク先を必ず確認するよう誘導する」等の対応を行ってください。

1. 最低限必要な表示事項

- ① 「支払総額」、「車両価格」、「諸費用」
- ② 保証の有無
- ③ 定期点検整備実施の有無
- ④ 詳細情報の入手先

2. 詳細情報の入手先の表示

- ① 詳細情報をリンク先で表示した上で、リンク先等を明瞭に表示  
例) 詳しくは[こちら](#)から
- ② 詳細情報をリンク先で表示した上で、リンク先をテキストで明瞭に表示  
例) 詳しくは[以下参照](#)  
(URL) <https://.....>
- ③ 詳細情報を画面内に表示した画像で確認できるようにする等、明瞭に表示

**【注意】** 以下の表示は、SNS 等でも問題となるため、行わないでください

- ▶ 二重価格表示や値引き表示
- ▶ 価格が安い旨（激安、超特価等）の表示
- ▶ 販売できない・販売する準備ができていない車両の掲載（おとり広告）
- ▶ 新車であるかのように誤認される表示（新古車、未使用車等）

■ SNSを活用した広告宣伝を行う際の留意点は、[こちら](#)をご確認ください